

平成28年度

市民税・県民税の申告について

平成28年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、平成27年中の所得などについての申告をお願いします。

申告書の提出期限は

3月15日(火)です

申告期限が近くなると会場が混雑しますので、お早めに申告してください。

次に該当するかたは
市民税・県民税の

申告の必要はありません

◆所得税の確定申告書を提出するかた

◆給与所得または公的年金所得のみのかた(支払者が支払報告書を市役所に提出しているかた)。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告が必要になります。
※所得税の確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告

市民税・県民税

申告書の提出方法

◆申告相談会場に持参
課税課あてに郵送

〒306-0692

坂東市岩井4365番地

坂東市役所課税課市民税係
※申告書は課税課(岩井仮設庁舎)、窓口センター(猿島庁舎)及び申告相談会場にあります。

申告相談の時に
お持ちいただくもの

◆申告書及び印かん

○収入及び所得の分かるもの
給与所得者及び年金所得者は、「平成27年分の源泉徴収票」(源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書または給与明細書)

○給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの
※「収支内訳書」を必ず記入してご持参ください。

◆所得控除の分かるもの

○国民年金、生命、地震の各保険料の控除証明書

○障害者手帳など、その他所得控除の分かる証明書など
○医療費の領収書と保険金などで補てんされる金額の分かるもの

※医療費控除は、事前に「医療費の明細書」へ医療を受けた人ごとの病院・薬局別に支払った医療費を記入してご持参ください。

申告相談会場のご案内

会 場	受付日	受付時間
猿島庁舎 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615	2月9日(火) ～16日(火) (土・日・祝日を除く)	午前9時～11時 午後1時～4時 受付順の個別相談となります。
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222	2月17日(水) ～3月15日(火) (土・日を除く)	

※地区にかかわらず、猿島庁舎と岩井公民館のどちらでも申告することができます。

※会場は大変混雑しますので、お急ぎの場合は古河税務署での申告をお願いします。

■お問合せ

課税課市民税係 岩井仮設庁舎 内線 1754・1756

※申告相談期間中(2月9日～3月15日)は各申告相談会場にお問い合わせください。電話は申告期間専用です。

確定申告などを されるかたへ

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告のみを受け付けています。配当・譲渡所得・青色申告・消費税・「関東・東北豪雨」に係る雑損控除・初年度の住宅借入金等特別控除などの申告があるかたは、古河税務署に提出(郵送可)するか電子申告をご利用ください。

■お問合せ

古河税務署

〒306-1868

古河市北町5番2号

☎0280(32)4161

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告のみを受け付けています。配当・譲渡所得・青色申告・消費税・「関東・東北豪雨」に係る雑損控除・初年度の住宅借入金等特別控除などの申告があるかたは、古河税務署に提出(郵送可)するか電子申告をご利用ください。